

第十回国会 農林委員会 議 録 第三十一号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君
委員 東介君 遠藤吉川 久衛君
宇野秀次郎君 遠藤 三郎君
小笠原八十美君 小淵 光平君
川西 清君 河野 謙三君
田中 啓一君 原田 雪松君
平野 三郎君 金子與重郎君
八百板 正君 木村 榮君
横田基太郎君 松本六太郎君
出席國務大臣 横尾 龍君
出席農務大臣 横尾 龍君
出席政府委員 農林政務次官 島村 軍次君
通商産業事務官 柿手 操六君
通商化學局長 學肥料部長 渡 通義君
農林事務官(食糧行政局長) 清井 正君
委員外の出席者 農林事務官 大口 駿一君
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

三月二十九日

農産物検査法案(河野謙三君外二十名提出、衆法第三六六号)

同月二十八日

北落合地区の民有未墾地開拓に関する請願(佐々木秀世君紹介)(第一五七三三号)

槻木町外五箇町村の排水改良工事促進等に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一五七四号)

雪松君紹介(第一六一四号)

外地引揚敷医師免許に関する請願(成田知己君紹介)(第一六一五号)

清水水村地内国有林野開放に関する請願(伊藤郷一君外一名紹介)(第一六三三三三三三)

地力増進法制定に関する請願(足鹿覺君外十一名紹介)(第一六四八号)

主食配給事務費国庫負担の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一六四九号)

国有林野再編成に関する請願(田島ひで君紹介)(第一六六〇号)

森林協同組合法制定に関する請願(床次徳二君紹介)(第一六六一号)

黄海岸地内の国有林林下げに関する請願(淺利三朗君紹介)(第一六六二二二二二)

大津保村地内の国有林林下げに関する請願(淺利三朗君紹介)(第一六六三三三三三)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
農産物検査法案(河野謙三君外二十名提出、衆法第三六六号)

〇千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

この際河野君より、肥料問題について緊急質問が要求されておりますので、十分間の範圍においてこれをお許しいたします。河野委員。

〇河野(謙)委員 昨日肥料の小委員会におきまして、通商産業省当局に日水事件につきお尋ねしたのでありますけれども、今日重ねて大臣からこの件に関する明確なる御答弁をいただきましたと思ひます。

まず伺いたいのは、大臣は過日日本水事件を契機としてお呼びになつて、日水事件についての円満なる解決を要求されたといふこととありますが、大臣の意図する円満なる解決とはどういふことであるか。また日本水の社長をお呼びになるまでの経過につきまして、簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

〇横尾國務大臣 時日は記憶はありますが、田中伊三次代議士が私の部屋に来られまして、自分がある資本家から頼まれて、この会社の株を買ふのだという話で、しかも多数の株が他の資本家に移動するときは、往々にして現経営者との間に円満なる解決と申しますか、交渉と申しますか、そういうものが進まないから、ひとつ大臣から社長にそのことを話してもらえないかという話であつたのであります。私は

実は私設会社のことに対して、監督官庁であるものが、あまり深くくちばしを入れるといふことは、すべからず。こういう感覚を持つてゐる者でありますけれども、ちょうど私が元やつておりました同業者の中で非常なる争いを生じて、はつきり申しますと、川南造船所であります。それで注文された船主も困られ、従業員も非常に困られてゐるのがあるのであります。かかるようなことになりましたと、最も必要なる肥料の生産に支障を来すので、私は社長にお目にかかつて、ただ円満なる交渉をしていただきたい、円満なる解決をしていただきたい、肥料増産に支障のないようにしてもらふことを希望いたしました。日曜日だつたと思ひますが、来ていただいてお話ししたことはあるものであります。ちょうど私は莊野社長とはその前いろ／＼なことで二、三回お目にかかつてあるものであります。初め私は日本水工業といふのはよく知らなかつたのであります。が、社長が莊野氏で肥料生産に従事しておられると聞いたので、莊野氏ならひとつお目にかかつてお話ししようというので、日曜日に来ていただいたのであります。ことに官邸に呼ぶといふことは、いかに監督官庁の權威をもつて左右するかに思われるのも、はなはだ遺憾であります。私宅においで願つたところ、たしか志摩事務だつたと思ひますが、その方と二人おいでになつたのであります。志摩事務には、私そのときに初めてお目にかかつたのであります。来ていただきたいと申し

上げましたのは、たしか志摩事務の事務所を通じて申し上げたと思ひます。どこにいたかわからなかつたので、そうしたと思ひます。おいでになつて、お二人だものから、私はただ、会社の経営人事に關して何らくちばしをさしはさむものではないといふことを前提といたしまして、先刻申し上げますように、株の移動によつて、あるいは契約の事務のかわることとありますし、または、そうでなくても、その間に好ましくない意見の衝突があるといふことになりまして、増産に影響いたしますので、ぜひその点を御了承願つて、円満な解決方を希望いたしますからといふことを申し上げたことはあるものであります。

〇河野(謙)委員 田中某氏から話があつて、それによつて初めてその内容を知ら、それによつて社長を呼んだ。ところが、田中それがしは、明らかに莊野社長を呼んで、二回ないし三回にわたつて辭職を勧告しておる。この意図は、明らかに日本水を乗つ取ろうといふ意図なのだ。この田中それがしが大臣に、日本水の事件について口をきけと言ふことは、そこにあなたが誤解を受ける動機があるわけだ。大臣は決して田中氏と意思は通じていない。田中氏の言うように社長をやめさせるといふ意図でないことは、はつきりしておりますけれども、誤解がここに起つてゐることは事実だ。またこれは誤解が起るわけなんです。そこで私は、この機会に大臣の立場上はつきりしていただかなければいかぬことは、円満なる解

三月二十九日
委員金子與重郎君辞任につき、その補欠として小林運美君が議長の名指で委員に選任された。
同日
委員小林運美君辞任につき、その補欠として金子與重郎君が議長の指名で委員に選任された。
同月三十日
委員中垣國男君及び勝間田清一君辞

決と言ふが、社長をかえることが円満なる解決とお考えになつてゐるかどうか。御承知のように肥料工業、特に硫酸工業といふものは高度の化学工業で、あなたはことに技術のことは詳しいのでありますが、単なる一部の資本によつて経営の改善はできない。資本と同時に高度の技術を持たなければ改善はできない。技術のバックのない資本といふものは、化学工業特に硫酸工業においては意味がない。そういうふうなことを御承知の上なら、一部の資本の移動によつて、技術のバックも何もないところのものがこれにとつてかわるといふことは、明らかに肥料工業の破壊であり、減産という結果になるのは当然なのだ。それについての私の意見はさておきまして、大臣の円満な解決とは一体どういうことか。労働組合がいかに反対しようが、職員組合がいかに反対しようが、単なる一部の資本によつて経営を自由にするといふことが、一体肥料工業のためにいいかどうか。またあなたは全般の工業を指導しておられるのですが、そういうことは、一体監督の地位にあられる通産大臣として認められるかどうか。円満なる解決とは、あなたはいかなることを意味しておられるか。これをひとつ伺いたい。時間がありませんから、簡単によろしくございいますから、ポイントだけ伺います。

○横尾国務大臣 私社長を呼んで申し上げたことが誤解を招いてゐるといううわさも聞きましたので、これははなはだ遺憾であるといふので、その後、野村社長に会う機会がありましたときに、実は私はこういうことで申し上げたので、それが誤解を招いておるようでありまして、そういう意味でなかつたことを御承知お願ひして、私の申し上げたことを理解して、誤解のないようにしていただきたい。こういうことを申し上げたのであります。今の一般のお話であります。野村社長をかえることが円満なる解決といふようなこととまでは、私は考えてゐないのであります。ただわれ／＼は、生産人といひますと、最もその業に堪能した人がおやりになることが、最も増産に資するものではないかといふことは、私見として考えておるのであります。但し、そういう私見があるからといつて、こうしなければならぬといふことを会社に押しつけることは、私は考えなかつた。ただお話ししておきたいことは、今あなたの御意見の通りに、生産は生産に練達の士の経営することが一番いいといふことは、私が技術者であるから申し上げるものでないけれども、そういうふうな感ずるものであります。労働組合が騒ぐが、そんなことはどうでもかまわぬといふようなことは、現在においては考えてゐないのであります。やはり従業員一同、それによつて不安がなく働いてくれることを私は希望しております。これが私の円満なる解決をしていただきたい、そういうトラブルが起らぬようにしていただきたいといふことをお話しした趣旨であります。さうに御承知願ひします。

○河野(謙)委員 時間がありませんから、最後に具体的に一つ伺います。日水事件がいよいよ最後の段階に入つてゐることは、大臣御承知の通りであります。今の日野原氏が覆面で、これを中心とする株主が臨時總會を要求してゐることは、事実なのです。一方において、従業員労働組合がこれに反対してゐることも、大臣御承知の通りだ。これがいよいよ臨時總會を開いて、もしこの両者が正面衝突して、会社の経営が混乱し、工場がとまれば、明らかに減産だ。こういうことがもう目前に迫つてゐる。ここで大臣が——決して干渉ではない。この段階まで来たならば、生産行政を指導せられる大臣としては、当然、大臣の意思が発表されていいはずなのだ。こういう段階に入つたときに、大臣は一体いかなるお考えであられるか。またもし、もう少し横様を見ようというなら、いよいよ最後に工場がとまり、従業員がストライキをやつたといふようなときに、一体大臣はいかなる処置をとられるか。仮定の問題にお答えができませんといふようなことを言われるかもしれないが、それはそういうことではないけれども、時間がありませんから、はつきり私はいふので申し上げます。一体こういう段階に入つたとき、どういふ処置をとられるか、これを伺いたい。

○横尾国務大臣 今最後の段階に入つてゐるというお話は、二、三日前から承つておるのであります。至つて困つたことだと考えております。しかし法的になか／＼その権限がないので、あなたの方の今のお話を尊重いたしまして、さうしてあるいは次第によつては、両者に再度、円満なる解決を私の方からお話ししたいとも考えておるのであります。またその段階まで行つていかといふことは、判断がつかないでおるのであります。さう御承知を願ひします。

○河野(謙)委員 そうしますと、大臣、非常に慎重にやつておられますが、法的問題は別としても、常識的に、また道徳的に考えなつて、この御意見を発表されることは少しもさしつかえないと思ふ。角度をかえて申し上げますが、今の一部の資本家が不当に、会社に重役の更迭を要求してゐる。しかしこれらの株主も、今の会社の従業員全股が、労働組合全股がこれを受入れないという態勢は、明らかに知つてゐるはずだ。しかるにこれを強引にやつてゐる。この態度をあなたは認めるか、これだけ伺つておきます。

○横尾国務大臣 それは御説の通り、そう無視するものではないことは私も考えます。この点につきましては、個人的でもいから何かの方法を講じて——講じましたところで、ここまで行つたものが円満に解決できるかどうかといふことは、これは疑問でありますけれども、法的にできない者が言ひ得る範圍においては考慮——したいといふ考えもないではないのであります。さうに御了承を願ひします。

○千賀委員長 これより、昨日本委員会に付託になりました河野謙三君外十九名提出、農産物検査法案を議題といたし、審議を進めます。まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。河野謙三君。

農産物検査法案
農産物検査法
(この法律の目的)
第一条 この法律は、農産物について国が検査を行うことによつて、農産物の公正且つ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「農産物」とは、もみ、玄米、精米、大麦、はだか麦、小麦、精小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん、緑豆、とうもろこし、なたね、甘しよ、馬鈴いしよ及び甘しよ生切干をいう。

(検査)
第三条 もみ、玄米、大麦、はだか麦又は小麦(以下「米麦」といふ。)の生産者は、その生産した米麦又は精米を売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならない。

2 米麦(輸入に係るものを除く。)の所有者は、その所有する米麦(みすから生産したものを除く。)であつて検査を受けていないものを売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならない。

3 左に掲げる場合には、前二項の規定は、適用しない。
一 第八条の規定により定められた量目に満たないものを売り渡す場合
二 災害の場合において、食糧事務所長が指定した区域内にあるものをその指定した期間内に売り渡す場合
三 学術研究の用に供するものとして、省令の定めるところにより食糧事務所長の承認を受けて売り渡す場合
四 都道府県が経営し、又は経営を委託してゐる場合であつて食

糧事務所長が指定したものに
いて生産された米麦で、省令で
定めるものを売り渡す場合

第四条 輸入される米麦の所有者
(政府を除く)は、その米麦を輸
入後において売り渡す場合には、
その売渡前に国の検査を受けな
ければならない。但し、その輸入
量が十トンに満たない場合は、この限
りでない。

第五条 農産物の所有者又は占有者
は、その所有し、又は占有する農
産物について国の検査を受けるこ
とができる。

(検査規格)

第六条 農林大臣は、農産物の種類
及び銘柄ごとに、その量目、包装
及び品位についての規格を定め
る。

2 農林大臣は、前項の規格を設定
し、変更し、又は廃止しようとする
ときは、その施行期日を定め、
その期日の三十日前までにこれを
公示しなければならない。

(検査方法)

第七条 第三条第一項若しくは第二
項、第四条又は第五条の規定によ
る検査(以下単に「検査」という)
は、省令の定めるところにより、
農産物の種類、銘柄、量目、包装
及び品位につき、前条第一項の規
格に基づいて、各個に、又は抽出し
て、行う。

(検査受付の条件)

第八条 検査は、輸入に係る農産物
にあつては十トンに満たないも
の、その他の農産物にあつてはそ
の種類のごとに省令で定める包装及
び量目の条件を欠くものについて

は行わない。但し、政府に売り渡
し、又は引き渡すため検査を受け
る場合は、この限りでない。

(検査を実施する者)

第九条 検査は、農産物検査官が行
う。

2 農産物検査官は、食糧事務所の
職員の中から食糧事務所長が任命
する。

3 農産物検査官は、自己に利害関
係がある農産物については、検査
を行つてはならない。但し、食糧
事務所長がやむをえないと認めて
承認した場合は、この限りでない。

4 農産物検査官は、この法律の規
定により権限を行う場合には、そ
の身分を示す証票を携帯し、関係
者の要求があつたときは、これを
呈示しなければならない。

(検査の請求)

第十条 検査は、検査を受けようと
する者の請求により行う。

2 前項の請求は、省令で定める手
続に従い、食糧事務所長に検査請
求書提出してするものとする。

(検査手数料)

第十一条 前条第一項の者は、輸入
に係る農産物にあつては一トンに
つき三百円を、その他の農産物に
あつては一包装につき二十円を、
こえない範囲内において政令で定
める額の手数料を納付しなければ
ならない。但し、政府に売り渡し、
又は引き渡すため検査を受ける場
合は、この限りでない。

(受検のための準備)

第十二条 検査を受けようとする農
産物(輸入に係るものを除く)に

は、省令の定めるところにより、
あらかじめ、票せん、標識その他
の表示を附さなければならない。

(検査の期日)

第十三条 検査は、検査請求書の提
出があつた日から十日以内におい
て食糧事務所長が指定する日に実
施する。

2 災害その他やむをえない事由に
より前項の期日に検査を行うこと
ができないときは、食糧事務所長
は、その事由の消滅した日から十
日以内において更に検査の期日を
指定する。

(検査の実施)

第十四条 検査は、あらかじめ食糧
事務所長が定めて公示した場所の
うち、その指定する場所において
行う。

2 第十条第一項の請求をした者
(以下「受検者」という)は、みづ
から検査の実施に立ち会い、又は
その代理人をしてこれに立ち会わ
せなければならない。

(検査の中止)

第十五条 正当な事由がないのに、
受検者又はその代理人が検査の実
施に立ち会わないときは、農産物
検査官は、その検査を中止するこ
とができる。

(不正受検に対する処置)

2 前項の規定により検査が中止さ
れたときは、その検査の請求は、
効力を失う。

3 第十一条の規定により納付した
手数料は、第一項の規定により検
査が中止された場合においても、
返還しない。

(検査証明)

第十六条 農産物検査官は、品位の

格付を行つたときは、省令の定め
るところにより、その農産物の包
装若しくは票せん、に検査年月日、
検査の結果その他必要な事項を表
示し、又は受検者に検査証明書を
交付しなければならない。

(異議の申立)

2 何人も、農産物の包装又は票せ
んに、前項の表示にまぎらわしい
表示を附してはならない。

3 第一項の規定による表示の附し
てある包装は、その表示を消した
後でなければ、再び農産物の包装
として使用してはならない。

(検査の失効)

第十七条 検査を受けた米麦は、左
の各号の一に該当する場合には、
その該当するに至つた時以後、検
査を受けていないものとみなす。
但し、第十九条第三項の規定によ
る訂正のため第二号又は第三号に
該当する場合は、この限りでない。

一 前条第一項の規定により表示
された検査年月日後、米麦の種
類及び検査の時期ごとに省令で
定める一定期間を経過した場合

二 前条第一項の規定による表示
が失われ、消され、除かれ、改
められ、又は不明となつた場合

三 前条第一項の規定により交付
された検査証明書が失われ、又
はその記載が改められ、若しく
は不明となつた場合

(不正受検に対する処置)

第十八条 食糧事務所長は、不正な
手段により検査を受けた事実が明
らかとなつたときは、農産物検査
官は、その農産物につき、第十六
条第一項の規定による表示を消さ

せ、若しくは除かせ、又は検査証
明書の返還を求めさせることがで
きる。

(異議の申立)

第十九条 検査の結果に異議のある
者は、その検査の完了の日から十
日以内に、省令で定める手続に従
い、食糧事務所長に文書をもつて
異議の申立をすることが出来る。

但し、その検査につき直接の利害
関係のない者は、この限りでない。

(費用の負担)

2 食糧事務所長は、前項の申立を
受けた日から十日以内に、その決
定をしなければならない。

3 前項の決定の結果、その農産物
についての第十六条第一項の規定
による表示又は検査証明書の記載
を変更すべき場合には、農産物検
査官は、その決定に従い、その表
示又は記載を訂正しなければならない。

(費用の負担)

2 検査を行うために必要な
農産物の積替、運搬、開装又は改
装に要する費用は、受検者の負担
とする。

(罰則)

第二十一条 都道府県は、条例で、
米麦以外の農産物であつて当該都
道府県で生産されたものについ
て、その所有者又は占有者に対し、
第五条の規定により国の検査を受
けるべきことを命ずることができ
る。

(罰則)

第二十二条 左の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第三条第一項若しくは第二項又は第四項の規定に違反した者
二 第十六条第二項又は第三項の規定に違反した者
三 不正な手段により検査を受け、又は検査を受けようとした者
四 第十八条の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
一 この法律は、公布の日から起算して四十日を経過した日から施行する。但し、第六條の規定は、公布の日から施行する。
二 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第八條を次のように改める。
第三十五條を次のように改める。
第三十七條中「第三十四條ノ二又ハ第三十五條」を「又ハ第三十四條ノ二」に改める。
三 改正前の食糧管理法第八條又はこれに基く命令の規定によつてし

た検査の請求及び検査並びにその結果附された表示又は交付された証明書は、この法律又はこれに基く命令中の相当規定によつてしたものとなす。
四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

○河野（議）委員 ただいま上程になりました農産物検査法案の提案理由を御説明申し上げます。
農産物の公正かつ円滑な取引と、その品質の改善とを助長するためには、農産物について公定の規格に基づく検査の実施がぜひとも必要であります。現在の主要農産物についての検査は、食糧管理の強化以来管理制度の一環として実施されて来ておりますことは御承知の通りであります。すなわち食糧管理法に基きまして、政府の買入れい

たします主要食糧につきまして、その買入れの際に、政府の手による検査を行つてゐるのであります。しかるに最近の食糧事情の安定によりまして、昨年以來にも類及び雑穀が次々と買入れ品目から除外せられて参りましたので、これらの農産物についての検査の実施につきまして、法的根拠を明確にいたすとともに、検査制度の確立をはかることが必要となつて参つたのであります。これが農産物検査法案を提案いたします理由でございます。

次に、同法案の骨子につきまして御説明申し上げます。まづ第一点といたしましては、農産物の検査の性格を、従来の買入れのための検査から商品としての検査に改めることでありまして、このためには規格につきましては銘柄

の設定、等級の増加など市場性を十分に取入れたものとして行くほか、規格の設定にあつても利害関係者並びに学識経験者等の意見を徴して決定することとし、一方検査の結果に対して異議の申立の道を開くなど、生産者並びに消費者の利益擁護をはかつて参りたいと考えてゐる次第であります。

第二点といたしましては、同法に基きまして国営検査を実施いたします品目でございますが、これにつきましては、従来食糧管理法に基きまして政府買入れを実施いたしておりました主要食糧でありまして、この中米麦につきましても、その農産物中に占めます重要性と、流通の普遍性にかんがみまして、売買の際には必ず検査を受けなければならぬことといたしておりましたが、受検の希望に応じて検査を実施して参ることといたしておる次第でございます。ただ米麦以外の品目につきましても、特に強制検査の実施を希望する都道府県がありまゝ場合は、条例を制定いたしまして、必ず国の検査を受けなければならぬ旨を命ずることができるといたしております。

次に第三点といたしましては、本法施行のための予算関係についてであります。本法による検査には、政府が買上げをいたします品目を除きまして一定の手数料を徴収いたしますこととしております。なお検査に要します経費は、本年度はとりあえず食糧管理特別会計の既定予算の範囲内で実施が可能でありますので、特に本法施行によりまして新たな予算的措置を講ずるこ

とは考えておりません。
農産物検査法案の提案理由及び法案の骨子の概略は、ただいま申し述べた通りでございますが、何とぞ慎重御審議の上御可決賜りますようお願いいたします次第であります。

○千賀委員長 この際吉川君より、本案に関して政府の所見をただしておきたいという申出がありますのでこれを許します。吉川久衛君。

○吉川委員 この法律ができることに關しまして、二、三伺つておきたいと思ひます。ただいまの政府の御方針では、だん／＼と主食までも統制をはずして行こうというふうな傾向にあるのであります。この傾向が行われていくと、食糧法の必要は、十分認められるのであります。その統制がはずされて行くとなれば、食糧確保の検収の意味を持つ検査は、国営でやりにならなくとも、これは農協等に技術員を置きまして、これが自主的な検査を行ふことが最も民主的ではないかと思ふのであります。この点について国がやらなければならぬということについて、こゝういふものができたときに、政府はどういうふうな考えであるか、伺つておきたいと思ひます。

○島村政府委員 米麦等、主要食糧に關します統制のいかんにかかわらず、既往の経過から考えますと、御承知の通り、検査制度は、漸次果實から国営に移管して参つたのであります。米麦のごとく規格が統一されて、そうして国民ひとしく公平なる配給を受けなければならぬという品目については、果實でばら／＼にやる、あるいはまた協同組合等で自主的にやるとい

う、ばら／＼の検査では、不適當であるという従来の経験から、さうする結論がつけられると思ふのであります。国で一括国営検査に持つて行くことが、従来の経験からかんがみて、また後段に申し上げましたような理由によつて、適當と考えた次第であります。

○吉川委員 政務次官のお答えでもありますが、日本の国は、北は北海道から南は鹿児島のはまで、非常に氣候、風土が異なつております。従つて生産された同じ米でありましても、品質やその他いろいろ格づけについて、この基準が非常にむづかしいと思ふのであります。その点について、この法律ができましたら、十分この点に御留意を願ひなければならぬと思ひます。

それから提案理由の御説明の中にあります、この法律の実施に伴ふところの経費の問題でございますが、その予算は、食糧法の特別会計の方から考へられるようにございまして、しかしこの食糧法によつてなされることになりますと、これは何か食糧の確保といひますか、食糧を受入れるという立場に立つところの食糧の特別会計をもつてなされるということでありましては、これはむしろ食糧の増産といひますか、農民の増産意欲に影響するものがあると考えられるのでございまして、こゝういふ点については、むしろ農政局の所管とすべきものであつて、従つてその経費は、食糧特別会計からではなくして、一般の予算に計上されるべきものであると思ひますが、こゝういふ問題については、これは暫定の措置としてのものであると思ひますが、将来こゝういふ点について、政府はどういうふう

う、ばら／＼の検査では、不適當であるという従来の経験から、さうする結論がつけられると思ふのであります。国で一括国営検査に持つて行くことが、従来の経験からかんがみて、また後段に申し上げましたような理由によつて、適當と考えた次第であります。

○河野(總)委員　ただいま吉川さんのお尋ねであります。が将来は当然あなたのお考えと同じことになるのであります。が、御承知のように、すでに本国会において御審議を願いましたように、本年度的におきましては、現在の食糧の制度のもとにおきまして、食糧特別会計の中に予算として組んでありますので、本年度はとりあえず食糧特別会計の経費によつてまかなえる、こういうことであります。

○吉川委員　この法律ができると思いますと、輸入された農産物についての検査方法はどうかになりますか。

それからもう一つ、食糧事務所の職員
の増減關係はどういうことになるか。
そしてその身分の保障等についても
配慮がなされることと思いますが、
その点について簡単に御答弁を願いた
い。

○清井説明員 お答え申し上げます。
ただいまの御質問の第一点の輸入食糧
の点でございますが、輸入食糧の検査
につきましては、ただいまにおきま

ても、検査を実施いたしておるわけであります。外国食糧が内地の輸入港に入りまして、それをいわゆる包装いナナしまして倉庫に入れる際に、食糧事故所の出先の検査員がそこから標本を取出しまして、そこで検査をいたし、合格不合格を検定するのであります。この制度は、この法律が実施せられました場合においても、同様に実行いたして行くわけでございまして、この法律の成否いかんによりまして、輸出入食糧の検査についての方法がかわるといふことはございません。

それから検査員の事務能力等についての御質問でございますが、ただいま御承知の通り、食糧事務所の各県の本部のもとに支所、出張所がございまして、支所は全国で約五百十四、出張所は約四千ばかりでございます。検査員の総数は約二万五千七百八人ばかりおります。末端に参りますと、大きい町村では一町村に大体二、三千人おるところもございますけれども、少い町村は一人で二箇町村持つておるとところもあるような状況でございます。なお検査員等も、検査のほかにただいまは調査の事務も実施いたしております、なか／＼現在の検査員の陣容をもつては、実際問題として困難が行くとは考えておりますけれども、現実問題といたしまして、人数をふやすという事はなか／＼困難な状況でありますので、私ども事務的にはもつと十分な人員が必要かと思っておりますけれども、現下の態勢におきましては、ごく少数の人員をもつてしまして、できるだけ能率的に働かせまして、所期の目的を達したいと考えておる次第でございます。

なお身分保障につきましては、検査員は一般の職員と同様でございますか。一般の職員は、国家公務員法に基づきます一般の身分保障を持っております。政府職員と同様の身分保障を持つておられる次第でございます。

○吉川委員　ただいま清井部長のお言葉によりますと、外国からの輸入食糧の検査は農林省でやつておいでだと思ふのです。サンプルにあわせて検査を實施しているというのでありますが、最近これは新聞紙上に報ずるところでもあり、また私どもも、東京都内の消費者の人たちからも聞いたことではあ

りますか。そういう検査を実施しておるにもかかわらず、いろ／＼石炭がらや石が非常にたくさん入っている。清井部長も消費者生活をしておいでにならるお一人ですから、あるいはおわかりではないかと思うのでございますが、一体それで検査を実施しているのかいいないのであるか。これはいへん消費者の間で問題になつておるのでございますが、一体検査は名のみであるのか、実際にどういうようにやつておるのか、豊林省としてはどういう態度でそういう問題を扱つておいでになるのか、もう少しその点を伺つておきたいと思ひます。

○濱井説明員　確かにたゞいまのお話のございました、先般エジプトから入りました米について問題がございました。私もさつそくその必要のないときましては再掲精をいたすということにいたしました、消費者に御迷惑がかららないように実施をいたしましたのでございます。外国食糧は御承知の通り船積みして参りますので、その検査の方法につきましては、国内でも同様でございますけれども、ある一定の分量

のうちの一部分をとつて、それで検査をいたし、標準品の検査ということになりますので、これをもつていたしなくても、全部を検査いたさない関係上、若干船底の方に悪いのがあつたり

するといふようなことがありまして、若干標準品より不十分な点もあつたことは實際問題としてあるかも知れません。しかし現在全部を検査するわけにも参りませんので、サンプル検査を些つて行かなければならないことは、事実上やむを得ないことであります。そういう検査の方法は今後持續せざる

を得ないのでありますけれども、實際問題をいたしましては、配給不適品を衆見いたしました場合には、これを再掲精するとか、これにいろいろの方法を講じまして、消費者に御迷惑のかからないように努めて行きたいと思つております。

○千賀委員長　これより質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。木村榮君。

○木村(議)委員 今の吉川委員の御質問と大体関連する点をお尋ねしたいのではありません。それは第四条に規定されております問題ですが、この場合は、輸入食糧が販売業者の手に渡つて、いよく

販売を開始することになった場合、販売業者の手に渡ってから検査をするのかどうか、この点を承つておきたい。

○大口説明員 販売業者も米麦の所有者であり、本法によりまして受検の義務が発生いたします場合には、やはり検査を受ける義務があるわけ

けであります。しかしながらこの法律には、検査をいたしました場合には一定の有効期間内は再検査を受ける必要がないということにいたしております。

すので、配給段階に入りまして、消費者の手に渡るまでの間は、通常の場合は有効期間内で処理は可能でありますので、販売業者が受検の義務を課せられる場合は比較的小さいと存じます。

ております。

○木村(藥)委員　そういたしますと、政府の所有のものを販売業者に売る際には、これは原則として輸入のときに政府が検査をやつておる建前になっておるから、その場合は検査しない。こういうことになるのですが、しかもそこで問題になるのは、販売業者が

有者である場合には、最終段階の売却しは、また消費者にやるわけですか。その間において、この法律でもらゝ一遍検査をすることができるといふような法的根拠によつてやられるのですか。

○清井辨明員 たたいまの御質問でございますが、有効期間につきましては、この法律の第十七条に規定がございまして、検査を受けた米麦につきましては、一定の期間を検査の際にきめまして、その期間内だけ有効であるといふふうにいたすわけであります。たとえば、これは一年間有効であるとかあるいは三箇月なり半年有効であるとかいうようなことを、検査する場合に有効期間というものをつけます。その有効期間に基きまして、それがその有効期間内において行われます場合には、検査は有効でございますが、十一年条におきまして定められた有効期間過ぎましたならば、検査は失効する。こういう規定に相なつておるわけであります。

○木村(榮)委員　そういたしますと、大体日本の生産者から買い上げます。組合は、この検査の法律によつて相當の重な検査をいたしますから、包装その他の關係で、保存方法、規格等によつてきまつておると思うのですが、輪食糧の場合は、大部分が大体ばらで賣るのでしよう。それを販賣業者に賣渡す場合には、ばらで売り返すのですから、一定の包装をして渡すのですから、に包装をしたとすれば、その間ういような検査標準、検査方法をつて渡されるのか、その点を明確にしておいていただかぬと、もしばらの

まで販売業者に渡すということになれば、その間において販売業者が、そういうことにはないと思うのですけれども、あるいは何かのものをまぜるとかいうことによつて、一定規格の標準がなか／＼むずかしいのじやないか。だからそういうことをおやりになるのかどうか、この点を承つておきたい。

○清井説明員 ただいまの輸入食糧についての御質問でございますが、輸入食糧は、ただいまのお話の通りばらで参ることは事実であります。ばらで参りましたものをこの第四条の規定しております通り、輸入したばらで参りましたものを、業者が自分で包装いたしましたものを、業者が買入れ入れたことになるのであります。その際に政府は検査をいたしますことは、先ほど御説明申し上げた通りであります。これは検査でございますけれども、そのまゝ政府が買入れ入れたわけでございまして、ただいまわれ／＼が検査をいたしておりますというわけに検査の性格が非常に強い検査に相なるわけでございまして。

○木村(農)委員 その場合、さつきも御質問があつたのですが、たとえば石炭が入つているとか、あるいは金屑が入つているとかいうようなことで、最終の消費者がこれを一定の値段で買わない。従つて相当のストックが出て来るという場合の損害もあると思ひますが、そういう場合の損害は、政府が負うのか、引受けた販売業者がそれを負担するのか、その点はどうなのですか。

○清井説明員 ただいまの御質問でございますが、これは御承知の通り国内食糧についても全然同様でございます。

るが、検査をいたします場合におきましても、若干の不純物の混入しておることは認めておるわけであります。そこで輸入食糧を買います場合におきましても、ある一定分量の不純物の混入は認めておるわけでございまして、その程度を越えております場合におきましては、それによつて一応の賠償をとるということを考えなければならぬのであります。これが輸入食糧でありました場合には、業者の方からとるなり、あるいは相手の国との関係ということになります。これを買い取つた後に配給の過程において起りました場合においては、当初検査をした場合、あるいはこれを卸売業者に売りました場合に、一応この程度の不純物は認めるといふような契約条件で契約いたしました、それを越した部分につきましては、そのとき／＼の状況によりまして、あるいは政府がこれを背負うなり、あるいは民間業者が負担するなり、そのときの契約条件によつてきめて参りたい、こういうふうな存じておる次第であります。

○木村(農)委員 そこで、今度この検査がかりに実施されますと、輸入食糧であるものと国内生産の食糧であるものと、大体最終段階の販売をやる場合には、明確な区別ができるようになりますか。

○清井説明員 ただいまの御質問の点でございますが、これは私も配給に實際にいたします場合に、政府が卸売業者に米として販売した場合には、一定の数量の内地米と一定の数量の外国米とを売却いたしますけれども、これはそのときの在庫の数量に応じて、内地米と外国米とをまぜて

一定の割合でもつてこれを卸売業者に販売するということになりますので、この割合等は、そのときの食糧の在庫状況によつて違つておまして、一定の割合といふものはございせんが、これを卸売業者に売りますから、外国米と内地米を一時的には同じように扱われることになりまして。

○木村(農)委員 大体最終の販売の場合には、外国食糧が来雑物があつて悪いという点を言ふために、日本の内地生産の米とか何とかが、天候その他の関係で、脱穀調整がうまく行かなかつたから悪いという印象を与えようとする販売方法をやり、またそういうような宣伝をしていくわけですね。そこで、たとえば去年の米の検査の状況を見ますと、これは鳥取県の例でございますが、昭和二十四年度においては、鳥取県下の全生産量の一等米が二・七％、二等米が二・六％、三等米が六・四％、四等米が六・一％となつておる。二十五年年度を見ますと、一等米は〇・〇三三％、これはほとんどない、二等米は二・六％であつたのが四・六％、三等米は六・四％であつたものが四・六％、そしてその逆に四等米が、昭和二十四年度わずか六・一％であつたのが、昭和二十五年年度は四・九％、ほとんど四等米に転落させておるわけですね。これはもつとも天候その他の関係で、二十四年度と同じというところはして申し上げませんが、しかしあまりにもひどいことが出て来ておるわけですね。こういう統計が示しますように、最近食糧のあまり芳ばしくないものがたくさん出て来るといふので、いかにも内地産のものが悪いような印象を与えるようなことをやっているのじやないかという疑問も見え

る。だからこの検査法によつては、今後はこれを外国食糧であるということと、これは国内生産のものであるという点が明確に表示されるようなことができませんか、その点を承つておきたい。

○清井説明員 ただいま鳥取県の例をとつてのお話でございますが、その点につきましては、私どもも二十五年産の規格を定める場合においては、二十四年度産とはとんだかわらない規格をきめまして、実際の検査の等級別割合がその前後にならないという心がけをいたしておるのであります。実際問題として、天候その他作柄との関係でそういう事柄があつたかと思ひますが、私どもこの規格をきめる際には、それは、そういう急激な変化を与えないように考慮いたしているわけでありまして。

それから外国産米と内地米とを区別するような方法はないかというふうなお話でありましたが、たゞ／＼末端まで参りました場合においては、非常にむづかしいことではありますけれども、消費者に、なるべく外国産米がわかるような方法によつて参りたいというふうなことを考えております。

○木村(農)委員 これは提案者の河野先生にお伺ひいたしますが、私は非常に好意的な御質問をするわけでありますから、その点を御了承の上御答弁願います。と言ひますのは、さつき鳥取県の例を申し上げましたが、そういう場合に、第十九条の規定によつて、検査に対する異議があつた場合には、十日以内に省令の定める手続によつて申し出られると書いてあるわけでありまして、この省令を定めますのは役所の

役人の仕事だと思ひます。そういう場合に、今の鳥取県の例で申し上げましたような、実際農民が異議の申立てのできることをねらつてこの一箇条をお設けになつたかどうか。そうだといたしますならば、つこうなことになるので、その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。従つて省令は、そういう場合に、個々の検査を受ける農民が異議の申立てができるような方法をとることになるような御配慮であるかないか。この点を承つておきたいと思ひます。

○河野(農)委員 今、木村さんから尋ねのように、まったく十分に異議の申立ての余裕を持たして、そして農民の利便をはかるという趣旨以外に何物もありません。

○八百板委員 ちよつと関連して……。ただいまの質問に関連して聞いておきたいのです。基準の立て方について先ほど吉川委員の質問にお答えがえりましたが、少し不十分のように考えられますので、もう少しこの点を明らかにしたいと思ひます。

それから十四条に、検査の実施について受検者の希望の場所においてということがあります。結局この場合においては、農業倉庫、工場など検査を行う場所をあらかじめ公示してというふうなところがある、そういうことになるだらうと思ひますが、私どもも今まで承知いたしておりますところによると、たとえば、この検査を受ける場所によつて検査の基準が違ふようなことが、われ／＼は現にあつたことを聞いているのであります。つまり、たとえば農業協同組合の行う検査の場合と、商人の行う検査の場合と、同じ品

物であつてもその検査のつけ方が違ふといふようなことの起つてゐる事実を私は聞いてゐるのであります。そういうことをなによりにするためには、この検査に対する異議の方法について考慮いたしますと同時に、単純にその異議を食糧事務所長の独断において決定するといふような程度の方法では十分ではないかと思ふのであります。その検査の実施を、さらに監査する何らかの機関が用意されてしかるべきではないかと思ふのであります。こういう点についてどういふ考慮を払つておりましたか、立案者の御意見を承りたいと思ひます。

○河野(健)委員 検査の場所は、あらかじめ公示した農産倉庫その他その範囲で農産物の選別する場所といふことにしております。今の異議の申立てであります。今、異議の申立てを受けるという考えは、根本的に間違ひないのですが、ただあまりに無制限にあつても困りますから、そこで特に十日以内といふことをうたつてゐるのであります。しかし趣旨はどこまでも、できるだけ異議の申立てを自由に申し出られるようにといふ趣旨から出ていることに間違ひありません。それから検査の規格が場所によつて違ふといふようなことですが、これはちよつと問題が違つて来ますが、そういうことを考えまして、国営検査が全国的に比較的公平に、他の県営検査その他の検査よりも行くのではないかと、このことでも、国営検査のねらいどころは、どこまでも場所により、また所をかえて検査がまち／＼になることを恐れて、国営検査を是なりとしてわれ／＼はやつたのであります。もし答弁が不十分で

ありましたら、また政府の方から補足してもらひます。

○千賀委員長 今の際お語りいたしました。委員外の発言が要求されております。質疑応答を十分以内にしておいて、これをお許しすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認めましてお許しいたします。河野委員。

○河野(健)委員 私は農産物検査法と日本農業の品種改良とのコンビネーションの關係について、御質問をいたしたいと存じます。従いまして質問範圍がかなり広範にわたるので、答弁される当局者におそらくその問題につきまして適當な人はないかと存じます。日本の食糧増産といふものが至上問題である以上、この農産物検査と食糧増産の關係は重大であると考えますので、一言質問をいたします。

食糧増産の根本条件は、何と申しましても品種の改良であります。品種改良と申しましても、増産さるべき品種は、そこに必然的に生まれるものは劣等品種であるといふことが、当然科学的に立証されるのであります。そこで劣等品種をば、日本の食糧増産といふ過程において生産しなければならぬといふ、農民には課せられた一つの使命があります。これをつくり出す場合、できました品物に對し等級がいろいろつけられます。その等級の査定に對しまして、先ほど木村委員からも質問がありましたように、基準が非常にあいまいになりはしないか。そこで農産物検査の基準をば、どのところにはつきり置いて行くかといふ点をひとつ承りたい。言いかえますならば、食糧

を最も多く生産する立場における品種は劣等品種である。従つて嚴密な意味における検査を実施いたしませんならば、おそらく普通の優良品種に比べますと、どうしても一、二等差ができるというところは必然的であります。そういう場合の品種のつけ方、基準のあり方について、御説明願ひたいと思ひます。

次に全国的な基準のとり方が、東北と九州とにおきましては、おの／＼の経済立地条件におきまして相当差があります。そういう場合に、どこに基準をとつて検査をされているのか。この問題は、絶えず食糧特別会計の場合、のときから質問をいたしておりました。が、依然としてなほ解けない状態にありますが、方々において問題を惹起いたしております。新たに農産物検査法を議員提出の名において出されたので、その点をつきり、全国を経済ブロック別にわけまして、その地帯における品種、品等をきめて行くといふような方向に持つて行くのが、食糧増産上最も必要ではないかと考えますが、その点に對する政府当局のお考えを伺ひます。

もう一点は、この法案の実施に當ります予算の面でございます。食糧特別会計の予算の範圍内において実施することになつておりますが、まじめな食糧検査を実施した場合に、政府の食糧特別会計の予算内において、はたしてできるであらうかどうかといふことは、非常に疑問なきにしもあらずと思ひます。その予算の範圍は幾らに見積つておるかといふ、三點につきまして、御質問をいたしたいと存じます。

○河野(健)委員 今の河野さんの劣等品種でなければ増産にならないといふことは、少しく私は河野さんの独断であると思ひます。さういふ傾向のあることは私も認めますけれども、増産即劣等品種といふことには必ずしもならないと私は思ひます。その点は、少しく意見の食い違ひがあります。しかしかりにそうであつたとしても、劣等品種のみに品種を持つて行くのだといふことにはならないと思ひます。

それから銘柄規格等の問題ですが、御心配の点につきましては、特に提案理由にも申し上げましたように、学識経験者並びに關係者の意見を徴してこれを決定することにしておりますから、その御心配はないと思ひます。

第三点につきましては、ちよつと聞き漏らしたのですが、政府の方から御答弁いたします。

○清井(明)委員 予算の問題についての御質問であります。かりにこの法案が実施されるにあたりまして、手数料としては、さう多くを實際問題として期待できないのであります。ところが實際問題として、現在二万五千人ばかりの検査員を擁し、三十億以上の事務費、人件費がかかつております。とうていこれは支出、収入見合ふといふことはできない状況であります。で、理想的な検査をすれば、相当多くの費用がかかることが、現実としては言えることと事務的に考へております。

○河野(健)委員 三十億くらいの予算が用意してあるように思ひますが、理想的にやるのには、おそらく今の検査員では、仕事も非常に多く、また月給も安いといふようなことから、ほんとうの検査はできない。そのためにいろいろな苦情が出る。そこでどうせ議員提出でやるのなら、徹底した検査を実施するといふ気持ちにおいて、この食糧特別会計の範圍内において行つていくべきな検査法なら、なきにしくはないといふように、これははなはだ暴論になるかもしれないが、私は考へておりますが、その問題に對して、政府はどういうふうに予算の獲得に對し進まれる予定であるか、その点を一言承つて質問を打ち切ります。

○河野(健)委員 御指摘の点は、ごもつともありますが、現在の段階では、二万五千の人が、御承知のように検査のみに没頭することができないで、買入れその他の手続もあわせてやつております。しかし来年度以降におきましては、時期が来れば、おそらく検査は完全に独立して、検査員は検査のみの事務を担当することになると思ひますので、検査の眞の目的を達することができると思ひます。同時にその段階に至りまして、もし御指摘のような予算の面でも十分の点があれば、その時期にひとつまたあらためて御審議いただいてもおそくはないではないかと思ひます。

○松浦(義)委員 大体質疑も尽きたようでございますから、質疑打ち切りの動議を提出いたします。

○千賀委員長 松浦委員の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認めます。これにて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。金子(與重)君。

○金子委員 この法律案は、提出されて質問の時間もきわめて短かいのでありますが、その内容を検討してみますと、不備不調な点が見えるのでありますけれども、今この法律案を本国会で通した方が、全体的に見て不利であるか有利であるかというのを勘案したときに、この際通した方が有利だという見解から、私は本法律案は一応この原案で賛成いたしますが、これについては強く条件を付しますから、この点を当局の方々はよく守られて、将来この検査法が全面的に実施されるようなあかつきには、農業生産のためにマイナスにならないようにしていただきたいということをお願いするものであります。

それです第一の問題といはしましては、この法の内容については、本来ならばこの際修正したい点がありますが、全部の農産物がこの法律によつて検査されるといふが、現段階においては、米麦は収買検査の段階にありますが、将来来るべき機会に修正を願いたいと思ふのであります。その敷点をあげてみますと、たとえば第三条の三項を見ましても、検査を受けないものの売買あるいは運搬の例外規定が置いてあります。もう少し例外規定を多くする必要があります。と申しますのは、協同組合その他の組織体におけるところの、たとえば協同組合なら協同組合におけるところの加工のための運搬、仮取引というような場合に、一々検査を受けるのはまぎらわしい点が生じて来ますので、こういう点もはつきりしておく必要がある。また第六条に「農林大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、包装及び品位について

の規格を定める」とあるものであります。これはややもすると一方的な収買検査に近い検査が出て参りますので、この決定にあたりましては、あくまで農林の代表者あるいはその他の権威のある審議会の議を経ましてのちに、これを決定するということではなければならぬと思ひます。それから第二項に「農林大臣は、前項の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その施行期日を定め、その期日の三十日前までにこれを公示しなければならぬ」とありますが、この検査は、包装の規格と内容物の規格の二つがその際には当然出て来るのであります。この規格のうち包装の規格は、三十日くらい前にきめたのではとうていやり得ない。従つて包装の規格を定める期日は考えなければならぬが、さればといつてその規格をあまりにも早くきめようとしたとしても、内容物の規格は、その年の豊凶によつて検査の程度に手心を加えなければならぬので、サンプルが届かないうちに規格をきめなければならぬということも不可能であります。現物の規格を発表する期日と包装の規格の期日は期限を別にしなければ、實際上やり得ないわけであります。こういう矛盾ははつきりわかつておきます。

きに、これがまぎらわしいということは一々やかましく言われると、その特産地の産物の販路の上に逆な結果が来るというところでありますので、この点を考慮する必要があります。これらの点が今さしたつて思ひあたつた内容、条文の不備な点であります。これを十分考へていただきたい。これが第一点であります。

第二点は、検査の性格というものが、かつては収買検査——政府が供出を受けるための検査であつたのであります。が、今度は農産物の検査いわゆる農産物の商品検査であります。このために、これは今までのような収買という一方的な形ではなく、農産物全般にわたる一つの検査の機構でありするがゆゑに、なるべく近き将来において、この検査機関といふものは独立機関にいたしまして、先ほど各委員からもその意見があつたのであります。独立機関として機構を立てなければいけない。食糧特別会計の中に入れておいたのでは、この法律の検査を全うすることは不可能だ。従つて近き将来にそういうことを考えなければいけない。これが第二点であります。

第三点は、日本農業の実態といふものが、御承知のように、小反別な過小農業経営では、これを経営的に見た場合に、企業採算としてとうてい成り立たない、ただ日本農業といふものは自然発生的に生まれ、運命的な支配によつて百姓を営んでおるというものが実態である。とすれば、農業政策全般に對して保護政策をとるということは、政治的に問題でありますけれども、同時にこの検査といふことは単なる自主検査というふうなことでなく、この農業の検査を通して政策の面、あるいは先ほどある委員からも言われました品種の選択、それから販売品の規格統一による価格の向上という、広い農政的な補助政策の一環としての国家検査でなければならぬ。もしもほかの工業品のような、ただ自主的に商品の価値を高めるための検査であるならば、何も国営検査をしなくても、農民自身が金を出し合つて検査すればいいのであります。これを国営検査にするということとは、自由販売になりましたあかつきには、まったく日本農業の保護政策の一環となるのだ。そうしてそれがためには、国家は相当程度の予算的な裏づけをするべきだ。これが第三点であります。

以上三つの点を強く条件をつけまして、賛成する次第であります。

○千賀委員長 次は木村君に許します。

○木村(義)委員 今金子委員が言われました意見は大体賛成でございます。で、重複を避けますが、あくまでこの検査といふものは、日本農業の保護育成の立場からやつて行くことが主眼としてやつていただきたいことが第一点であります。従つてそういう関係で検査の適正をはかつて、広く農民の中にも検査の結果を報告する。お互いに日本農業を育成し、品種の改善、適地適作、そういうことをやるためには、どうしてもこの自主検査をやつて行く。農民の方からも、これに協力してこの成果を高めるという観点から、検査官の検査結果を公表するといつたふうな、農民代表の審議会というふうなものをつくることを御考慮願ひたい。従つてこういう観点に立ちますと、日本の過小経営である農民の生産物を検査いたします場合には、この法案では手数料をとるようになっておりますが、将来金をつたつたといつたとしても、何かほかの方法で助成金なりあるいは保護のためのものを出すようにして、実質的には検査手数料をとらないようにすることを御考慮願ひたい。従つて国の予算を十分組んで、そういう観点に立つてやつていただきたいということ。

もう一つは、第十九条にございます「直接の利害関係のない者」ということですが、このことに関連いたしまして、農業協同組合は利害関係のあるものとして、農林省関係の方でも大体御解釈されるようでございます。農業協同組合は利害関係のあるものとして、異議の申立て等ができるようなことだと解釈していただきたい。

それから最後にもう一点、従つてこういう観点から日本の農業生産を進展させ、日本の農産物の品種の改良等をやりますから、特に外国食糧、輸入食糧の検査は厳重にやつて、そして不良品や何かは入れない、こういう点を徹底的にやつてもらわなければ困る。その点を強調いたしまして賛成いたしたい、かように考えます。

○千賀委員長 これより農産物検査法案について採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○千賀委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六条による報告書の作成につきましては、委員長に御一

任願いたいと思いますが、御異議ござ
いませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認め、さ
ようとりはからいます。

次会は公報をもつて申し上げますこと
とし、今日はこれにて散会いたしま
す。

午後零時七分散会

〔参照〕

農産物検査法案（河野謙三君外十九
名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月九日印刷

昭和二十六年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所